長久手市地域防災計画修正（案）の概要について

説明項目

１　長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

２　今後の予定

説明項目

１　長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

２　今後の予定

修正事項

○　地域防災計画修正の根拠

１　令和６年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正について

２　災害中間支援組織に係る修正について

３　災害ケースマネジメントについて

長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

○　地域防災計画修正の根拠（P1）

・市町村地域防災計画とは

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画

毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

（災害対策基本法第42条）

・市町村防災会議の所掌事務

地域防災計画の作成、修正（災害対策基本法第16条）

長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

1　令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正について（P1）

　令和6年能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の救出・救助活動や孤立集落への物資輸送などにあたって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用された。

　これを踏まえ災害時の緊急輸送について、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用について表記を整理

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

○地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて
（令和6年1月30日付消防災第14号）

災害時の緊急輸送については、交通状況等を勘案し、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段が機動的かつ効果的に活用されていますが、今後もそのような運用が適切に行われるよう、地域防災計画において明確な記載がなされることが重要（ヘリコプターの積極的な活用を行う趣旨を明確にする。）

長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

1　令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正

　医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医療品販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

　また、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には名古屋市消防航空隊等にヘリコプター等の派遣を要請する。

長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

２　災害中間支援組織に係る修正について（Ｐ２～Ｐ３）

　災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記。

長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

２　災害中間支援組織に係る修正について

（災害中間支援組織との連携体制の構築）

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるように活動環境の整備を図る。

長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

２　災害中間支援組織に係る修正について
（災害ボランティアセンターの運営を支援するものとの連携）

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画において、災害ボランティアセンターを運営するもの（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

災害中間支援組織との連携について

東日本大震災以降の大きな災害において、各県の災害対策本部と※災害中間支援組織との間でボランティア活動を円滑に実施するためにボランティアに関する情報共有を図ってきたが、能登半島地震では石川県災害対策本部と災害中間支援組織との情報共有が上手いかずボランティア活動に支障を生じることになった。

※災害中間支援組織
＝各県で設立している自治体と支援団体（ボランティア等）の間に入って調整（コーディネート）する組織

自治体とボランティア団体の業務の流れ（東日本大震災以降）

ボランティア活動はうまくいっていた

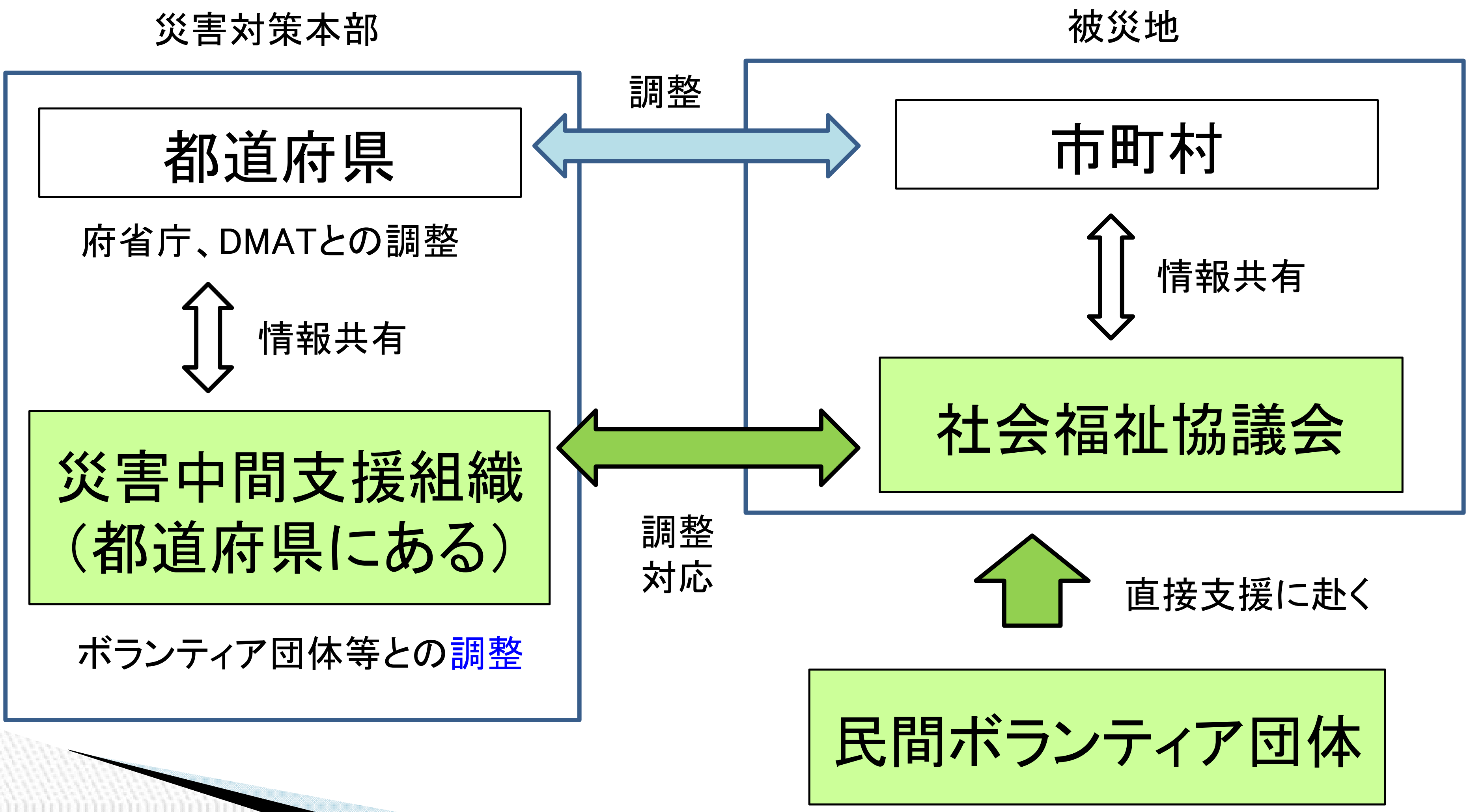

自治体とボランティア団体の業務の流れ（能登半島地震）

ボランティア活動がうまくいかず

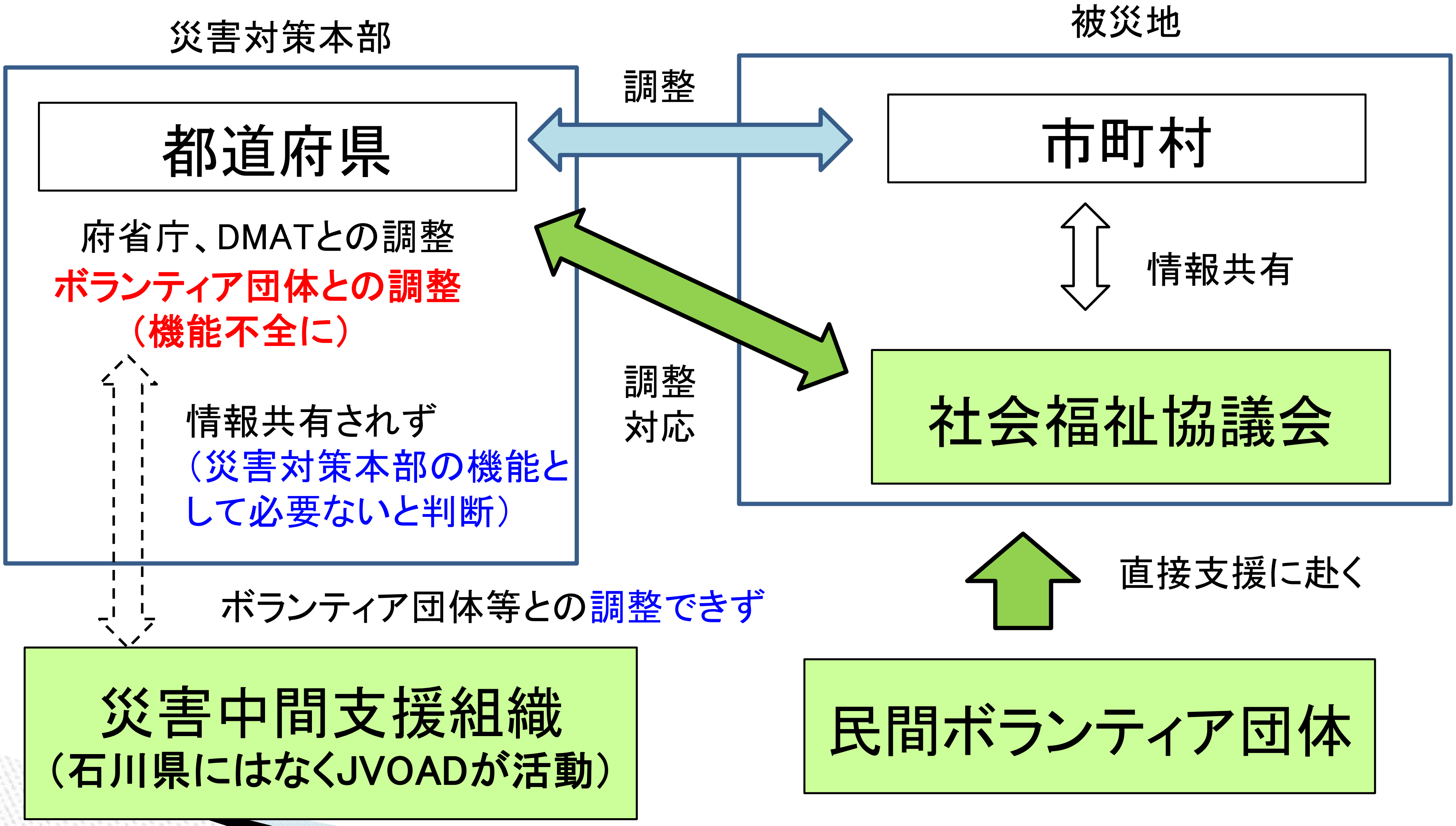

全国の災害中間支援組織（23／47都道府県）

災害中間支援組織の名称　　更新期日：2024年9月17日

1	北海道	北の国災害サポートチーム（きたサポ）
2	岩手県	いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）
3	福島県	ふくしま県域災害支援ネットワーク
4	茨城県	茨城NPOセンター・コモンズ
5	埼玉県	埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」
6	千葉県	災害支援ネットワークちば（CVOAD）
7	東京都	東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議
8	神奈川県	災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（みんかな）
9	新潟県	新潟県災害ボランティア調整会議
10	長野県	長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）
11	静岡県	南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会／静岡県災害ボランティア本部・情報センター
12	三重県	みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）
13	京都府	京都府災害ボランティアセンター
14	大阪府	おおさか災害支援ネットワーク（OSN）
15	兵庫県	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
16	奈良県	奈良防災プラットフォーム連絡会
17	岡山県	災害支援ネットワークおかやま／岡山NPOセンター
18	広島県	災害支援ひろしまネットワーク会議／ひろしまNPOセンター
19	徳島県	徳島被災者支援プラットフォーム
20	福岡県	災害支援ふくおか広域ネットワーク（Fネット）
21	佐賀県	一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）
22	熊本県	NPO法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
23	宮崎県	NPO法人宮崎文化本舗

近隣県
三重県にはあるが、
愛知県にはない。

長久手市社会福協議会との連携

「災害時等におけるボランティア活動に関する協定」を締結
（平成23年4月7日）

項目	内容
目的	市地域防災計画に基づき、災害時においてボランティアを混乱なくスムーズに受入れ、被災住民の速やかな自立、復興の支援を効果的に援助するためボランティアの受入れ体制の整備を推進し、双方が連携・協力を行うため。
協力内容	1　ボランティアの受入れ及び活動依頼などを行う災害時ボランティアセンターの設置運営に関すること。 2　その他長久手市が行う活動への協力
ボランティアセンターの設置場所	福祉の家内 （1階：ボランティア活動室）

長久手市災害時ボランティアセンター設置・運営マニュアル作成（平成26年4月30日）

項目		内容
参加メンバー		・長久手市社会福祉協議会、長久手市 ・防災ボランティアコーディネーターながくて ・あいち防災リーダー会東尾張ブロック長久手支部
マニュアルの内容		1　災害時ボランティアセンターの考え方 2　災害時ボランティアセンターの設置・開設・運営 3　各班の業務内容
役割	市	市社協と協議し災害ボランティアセンターの設置・運営を要請する。
	社会福祉協議会	市の要請により災害ボランティアセンターを開設する。

長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

３　災害ケースマネジメントについて（P4）

　市町村が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記。

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

３　災害ケースマネジメントについて

市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災地支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害ケースマネジメント　イメージ

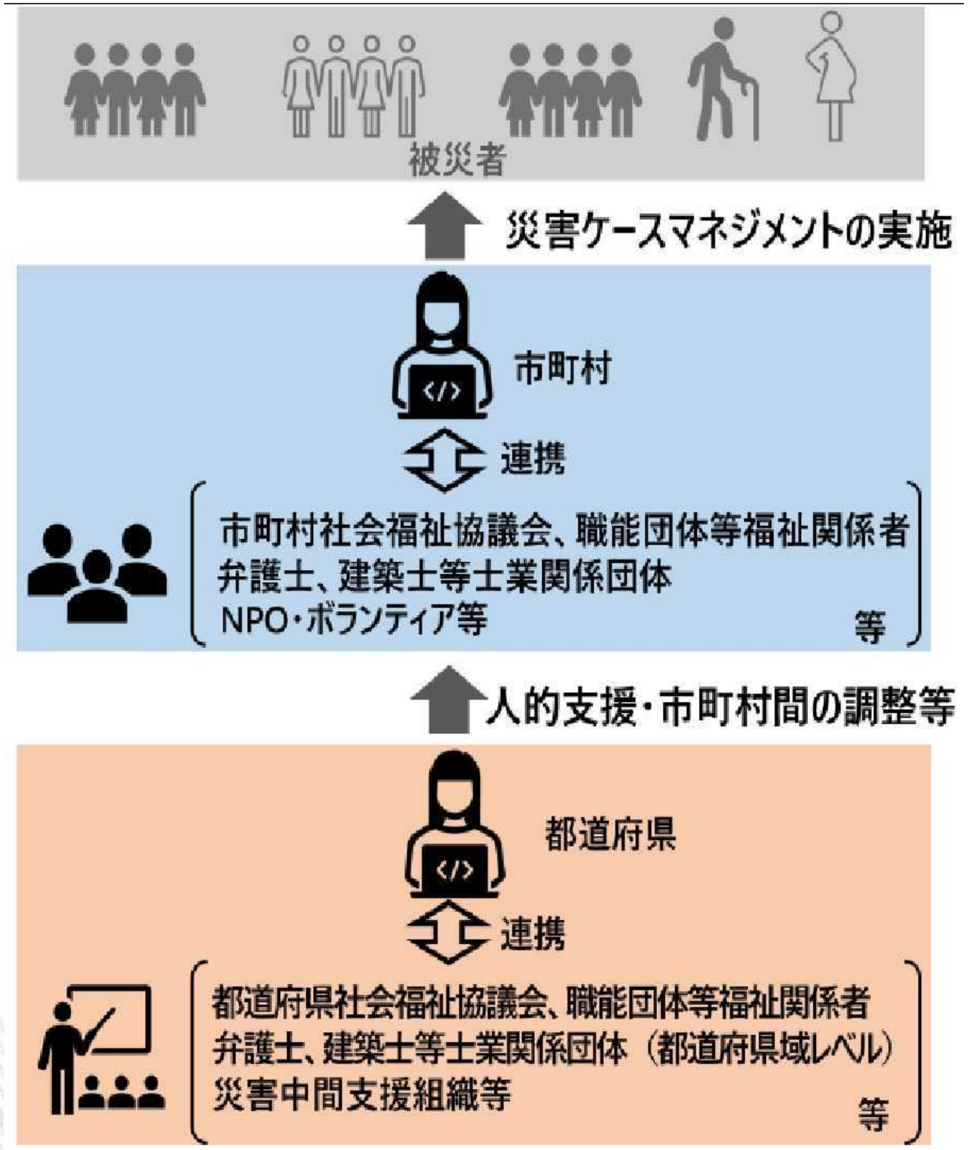

○災害ケースマネジメント実施の手引き（令和５年３月内閣府作成）

【これまでの取組み】

・　地方公共団体が主体となって取組まれてきた**被災者支援の手法**
・　支援メニューを用意し、申請に基づき当該支援を提供する。

⇒　必ずしも被災者の自立・生活再建に結びつかない。

【今後の取組み】

・　訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題 に対応することで、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援する。

災害ケースマネジメントの実施の流れ

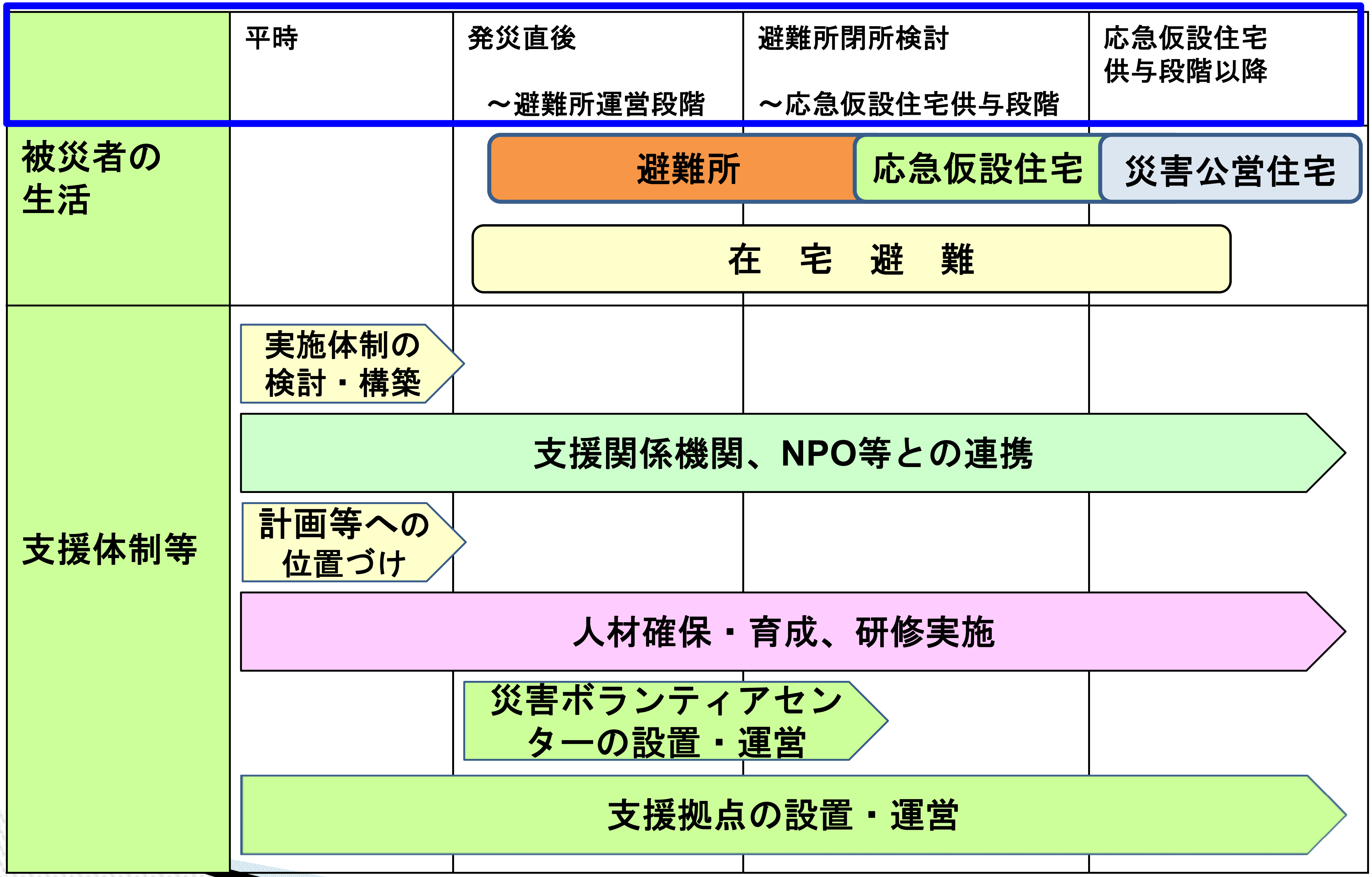

災害ケースマネジメントの実施の流れ

	平時	発災直後 ～避難所運営段階	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降
被災者支援		罹災証明書発行	罹災証明書発行	
		被災者台帳作成・活用	被災者台帳作成・活用	被災者台帳作成・活用
	アウトリーチ等	○目的 ・対応が必要な被災者の発見、支援情報の周知等 ○**対象**：避難所避難者、在宅避難者	○目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたって支援が必要な被災者の発見 ○**対象**：当該災害の被災者	○目的 ・継続的な支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○**対象**：仮設住宅入居者、在宅被災者等
	災害ケースマネジメントケース会議	※　必要に応じて開催 ※　応急的な対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐ。	○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援等を検討 ○**参加者**：行政内関連部局、福祉関係者、NPO等	○目的 ・アウトリーチの結果等を踏まえ、個々の課題に応じた支援策を検討 ○**参加者**：同左
	支援へのつなぎ等	・必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ支援等を実施	・適切な支援先へのつなぎ支援等を実施	
	災害ケースマネジメント情報連携会議	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有等 ○**参加者**：行政内関連部局、ボランティアセンター	○目的 ・アウトリーチの進捗、ケース会議の実施状況の共有 ○**参加者**：行政内関連部局、地域支え合いセンター、NPO等	○目的 ・同左 ○**参加者**：同左

愛知版災害ケースマネジメントの手引き

東日本大震災後の2011年6月に愛知県が設置した愛知県被災者支援センターを運営してきたNPO法人レスキューストックヤードがこれまで実施した個別支援の取組みを、今後の広域避難者支援および起こりうる災害に向けて活かしていくため、令和6年3月に「愛知版災害ケースマネジメントの手引き（全90ページ）」としてまとめたもの。

愛知版災害ケースマネジメントの手引き
４つのポイント

１　被災者の再建課題は、住まい、生活、就業、福祉、教育等多岐に渡るとともに、年月を要するものである。

２　公的支援の枠組みは、一般的には、被災者に共通する最大公約数的な要件を基準につくられることから、それから取り残された被災者が発生する。

３　仕組みではなく、個々の被災者を中心にした寄り添い支援が必要である。

４　被災者の自立には時間を要する。復興期も含め息の長い取り組みが求められる。

説明項目

１　長久手市地域防災計画の修正（案）要旨

２　今後の予定

２　今後の予定

	令和7年			令和7年
月	２月	本日		５月頃（予定）
会議予定		市防災会議		
令和６年度修正	尾張県民事務所との事前協議	R６年度市計画（修正案）の承認	県との本協議（県への報告）	県からR６年度市計画（修正案）の承認報告受